

様式第2号

統計法に基づく  
基幹統計調査



都道府県番号  
事業所一連番号

賃金構造基本統計調査  
個人

(平成26年6月分)  
厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

科目

Table with columns for personal information (1-3), employment status (4), job type (5), labor type (6), age (7), labor type (8), labor type (9), labor type (10), labor type (11), labor type (12), labor type (13), labor type (14), labor type (15), labor type (16), labor type (17), labor type (18), labor type (19), labor type (20), and remarks (備考). Rows 01-10 contain sample data.

見本

この調査は、統計法に基づき基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づき報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の基幹に当たっては、特に必要がある場合には、賃金の抽出をお願いする場合があります。